平成２５年（フ）第１０号
京都府綾部市下八田町才ケ花２番地の１
債務者　西村　定己
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第７８４号
北海道江別市大麻宮町５番地　Ｒ３―32
債務者　池田　雄一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早坂　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７６号
高知市神田2271番地137
債務者　廣田　正義
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２８号
兵庫県芦屋市岩園町33番４号　スカイハイツ102、前住所神戸市北区有野中町３丁目15番19号
債務者　奥村　高氏
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０９０号
横浜市港北区樽町３丁目２番21―Ａ813号
債務者　齋藤ひさ子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９２号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘10棟705号
債務者　白戸　繁秋
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二村　　到
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23―32―302　河村方、住民票上の住所兵庫県西宮市高松町７番29―203号
債務者　門田　満政
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　朋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７７７号
札幌市豊平区平岸１条14丁目２番13号
債務者　澤田　誠治
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８１号
札幌市北区北24条西２丁目２番21号　アムクレスト242―Ｉ105号
債務者　山岸　義則
1　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
長崎県長崎市興善町７番２号　馬渡ビル301号
債務者　藤田美津江
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
宮崎市大字小松851番地７　テル・パーク202号
債務者　小田　朋幸
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５号
愛知県一宮市緑１丁目９番12号　グリーンキャッスル305号
債務者　荻本　昌宏
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三品さくら
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８５号
福岡県春日市原町２丁目47番地３
債務者　菜園　　稔
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７号
山形市鈴川町３丁目１番34号
債務者　伊藤　秀吉
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６２号
山形市西田４丁目16番４―１号
債務者　野﨑　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２３号
函館市花園町22番26―206号
債務者　荒川　朋子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
函館市戸倉町151番地８
債務者　東　　秀貴
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
函館地方裁判所